

4月1日から 市税をコンビニで 納付できます。

問合せ 収税課 (☎983-2629)

平成27年4月1日以降に発行される納付書から、コンビニエンスストアでも市税の納付が可能となります。一部取り扱いできないものもありますが、夜間や休日でも納付ができるようになります。

※取扱金融機関の納付は従来どおりで、変更はありません。

◇コンビニエンスストアで支払える市税

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

◇コンビニエンスストアで支払えない市税

市県民税（特別徴収）、法人市民税、たばこ税

◇ご利用いただけるコンビニエンスストア

エブリワン、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエフ、セーブオン、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン（五十音順）

※統廃合などにより名称が変更される場合があります。

◇コンビニエンスストアで利用できない納付書

- ・金額を訂正した納付書
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超える納付書
- ・バーコードが印刷されていない納付書
- ・破損や汚れなどでバーコードを読み取れない納付書

◇注意事項

- ・納付書に記載されている納期と納期限を確認のうえ、1枚ずつ窓口にお出してください。
- ・領収証書は必ず受け取り、確認のうえ、大切に保管してください。
- ・コンビニエンスストアで納付した場合、三島市で入金を確認できるまでに数日間かかります。市税の納税証明がすぐに必要な場合、納付確認のため領収証書をご持参ください。
- ・平成27年3月31日以前に発行された納付書は、コンビニエンスストアでの納付に対応してないため、納付を希望される人は納付書を作成しますので、平成27年4月1日以降に収税課までご連絡ください。

◇市役所土曜サービスコーナーの納税窓口が終了します

市役所土曜サービスコーナーの納税窓口は、平成27年3月28日(出)をもって終了します。スマートハウス補助金証明・中小企業融資証明・市営住宅証明の発行については、平日午前8時30分～午後5時15分に収税課で取り扱います。

24h



市税は納期内に、納付は口座振替が便利です

口座振替とは、振替契約をした預貯金口座から、市税などの納期限に自動的に振替がされる制度です。納期限ごとに支払いへ出向く必要がなく、納め忘れもなくなります。

◇口座振替できる税金など

市県民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

◇申し込み方法

振り替え希望の場合、「三島市口座振替開始依頼書（三島市自動払込利用申込書）」に、必要事項を記入し、預貯金口座のある金融機関またはゆうちょ銀行・郵便局にお申し込みください。依頼用紙は市

内の各金融機関、郵便局、市役所収税課にあります。

◇手続きに必要なもの

預貯金通帳、通帳届出印、納税通知書

◇取り扱い金融機関等

スルガ銀行、静岡銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、三島信用金庫、沼津信用金庫、三島函南農業協同組合、静岡県労働金庫、ゆうちょ銀行、郵便局※市外の金融機関をご希望の場合は事前にご相談ください。

問合せ 収税課 (☎983-2628)

4月1日から適用します

農業委員会が交付する証明書の一部が有料化

4月1日から、農地台帳の閲覧や農地台帳の記載事項要約書の発行業務が開始されることに伴い、農業委員会が交付する証明のうち、農地法の許可事務とは関連しない目的の証明については、1通につき300円の手数料がかかります。

農地法に基づく許可に係る事務や密接に関連する事務の一環であるものは、従来どおり無料です。

問合せ 農業委員会事務局 (☎983-2674)

手数料一覧

| 事由 | 概要 | 手数料 |
|-----------------|-----------------------------|-----|
| 農地等の権利移動 | 許可申請書（農地法3条） 【農地等の権利移動】 | 無料 |
| | 許可申請書（農地法3条、農業生産法人申請の場合に追加） | |
| | 届出書（農地法3条の3）【相続等】 | |
| 農地転用 | 許可申請書（農地法4条） | 無料 |
| | 届出書（農地法4条）【市街化区域】 | |
| 農地転用（権利移動を伴うもの） | 許可申請書（農地法5条） | |
| | 届出書（農地法5条）【市街化区域】 | |
| 転用許可後の計画変更 | 変更承認申請書（農地法4、5条） | |

| 事由 | 概要 | 手数料 |
|---------------|------------------------------|------|
| 農地競売の買受者の資格証 | 買受適格証明願（3条）【農地等の権利移動】 | 300円 |
| | 買受適格証明願（5条許可関係）【農地転用】 | |
| | 買受適格証明願（5条届出関係）【農地転用・市街化区域】 | |
| 都市計画法の手続き等で使用 | 農業を営む者の証明願 | 300円 |
| | 農業従事者証明願 | 無料 |
| | 農業用施設証明願 | |
| 他市町農業委員会 | 許可・届出済証明願 | 300円 |
| | 農地基本台帳登載証明願 | |
| 地目変更（法務局） | 非農地証明申請書 | 無料 |
| | 農地転用事実確認願 | |
| 納税猶予（税務署）で使用 | 贈与税の納税猶予に関する適格者証明書 | 300円 |
| | 相続税の納税猶予に関する適格者証明書 | |
| | 引き続き農業を行っている旨の証明願 | |
| 窓口で農地台帳の閲覧 | 農地台帳閲覧 | 無料 |
| | 農地台帳の記載事項要約書の交付 | 300円 |
| 農地の賃貸借の合意解約等 | 農地法18条第6項：通知書 | 無料 |
| | 【合意解約等】 | |
| 田を畑に造成する場合等 | 農地の利用目的変更届出書 | 無料 |
| | 農業生産法人報告書 | |
| 農業生産法人報告書 | 農業生産法人報告書※毎年事業年度の終了後3カ月以内に報告 | |

受け継がれた地域の大事な資源 農地の有効活用を

遊休農地の解消にご協力ください

耕作しなくなった農地（遊休農地）は、農村景観を悪化させるだけでなく、農地集積に支障をきたします。

また、病害虫の発生を助長し、有害鳥獣のすみかになるなど、周辺に悪影響をおよぼします。

農地は、食料の安定供給を行うための重要な基盤です。農地法により農地の所有者や使用者は、農地の適正な維持管理の法的責務を負っています。草刈りや起耕などにより耕作可能な状態を保ちましょう。

自ら耕作ができなくなり農地を貸したいという場合は、「農地中間管理事業」を利用して認定農業者などに貸し出すことで、農地の活用が図られ、遊休農地の解消につながります。

遊休農地になった場合でも、耕作地への再生が可能であれば一定の要件を満たすことで借地人に再生費用の補助をする制度もあります。お問い合わせください。

問合せ JA 三島函南・指導開発課 (☎971-8208)、
農業委員会事務局 (☎983-2674)

新規就農者促進に向け下限面積を緩和しました



耕作を目的として農地を取得するためには、許可後一定の農地面積を持つ農家でなければ農地法3条の許可を得ることができません。

この面積のことを「下限面積」と言います。

近年、農業者の高齢化や農業の担い手が不足するなどにより遊休農地が増加していることから、市農業委員会では、新規就農を促進するため下限面積の緩和を決定し、4月1日から以下のとおり変更します。

農地法3条許可の下限面積

| 変更前 | 4月1日から |
|----------------|----------------|
| 40アール (4,000㎡) | 30アール (3,000㎡) |

問合せ 農業委員会事務局 (☎983-2674)